

寒川町青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第21号

寒川町青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則

寒川町青少年問題協議会条例施行規則（平成25年寒川町規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。